

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱要領（例規甲）

〔平成 21 年 4 月 27 日〕
兵警交指例規甲第 18 号

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱要領を下記のように定め、平成 21 年 5 月 1 日から実施する。

記

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 51 条の 4 第 1 項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）の委託の手續等に関する事務取扱要領について必要な事項を定めるものとする。

第 2 準拠

確認事務の取扱いについては、法、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成 16 年国家公安委員会規則第 23 号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 3 法人の登録等に関する事務

1 法人の登録等

(1) 登録等申請書の受理

ア 警察署長は、規則第 2 条第 1 項の規定により法第 51 条の 8 第 1 項の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする法人からの申請があったときは、交通部長が定める様式の放置車両確認事務登録・登録更新申請書（以下「登録等申請書」という。）の提出を求めるものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定により登録等申請書の提出を受けたときは、当該登録等申請書に規則第 2 条第 2 項各号に規定する書類が添付されていることを確認するものとする。この場合において、警察署長は、添付書類のうち、次の書類については、それぞれに掲げる交通部長が定める様式の提出を求めるものとする。

(ア) 規則第 2 条第 2 項第 2 号の名簿 役員名簿

(イ) 規則第 2 条第 2 項第 3 号ロ及びハの診断書 診断書

(ウ) 規則第 2 条第 2 項第 4 号の書面 誓約書

(エ) 規則第 2 条第 2 項第 5 号の書類 適合書

ウ 警察署長は、登録等申請書及び添付書類の記載内容を確認し不備がないと認めるときは、申請者に対し必要な事項を説明し、当該申請者が当該事項を承諾したことを確認した上、当該登録等申請書を受理するものとする。

エ 警察署長は、前記ウの規定により登録等申請書を受理したときは、交通部長が定

める様式の放置車両確認事務登録・登録更新申請受理番号交付簿（以下「登録等番号交付簿」という。）に必要な事項を記録するとともに、当該申請の内容を電話により交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）に通知するものとする。この場合において、警察署長は、事後速やかに当該登録等申請書の写し及び添付書類の写しを交通指導課長に送付するものとする。

オ 交通指導課長は、前記エの前段の規定による通知を受けたときは、受理番号を交付するとともに、登録等番号交付簿に必要な事項を記録するものとする。

(2) 登録等

ア 交通指導課長は、前記(1)のエの後段の規定により登録等申請書の写し及び添付書類の写しの送付を受けた場合において、記載内容を確認し不備がないと認めるときは、登録の可否について交通部長に上申するものとする。

イ 交通部長は、前記アの規定による上申を受けたときは、所要の調査を行い、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 登録について、支障がないと認めるときは、交通部長が定める様式の登録簿に登載し、登録をすること。

(イ) 登録について、支障があると認めるときは、公安委員会に報告すること。

ウ 交通指導課長は、交通部長が登録をしたときは交通部長が定める様式の放置車両確認事務登録（更新）通知書により、公安委員会が登録をしないことを決定したときは交通部長が定める様式の放置車両確認事務登録（更新）申請に関する通知書により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 登録の更新

前記1の規定は、法第51条の8第6項の登録の更新について準用する。

3 登録の取消し

(1) 取消しの上申

警察署長は、確認事務を委託した法人について、法第51条の10の規定により登録を取り消す必要があると認めるときは、取消しに係る事実を証する資料を添えて、交通指導課長を経由して、公安委員会に上申するものとする。

(2) 取消しの通知

交通指導課長は、公安委員会が登録を取り消すことを決定したときは、当該法人に対し交通部長が定める様式の登録取消処分通知書により通知するとともに、警察庁及び他の都道府県警察に対し交通部長が定める様式の道路交通法第51条の10の規定に基づく登録の取消しについてにより通報するものとする。

第4 駐車監視員資格者証等の交付等に関する事務

1 駐車監視員資格者講習に関する事務

(1) 受講申込書の受理

ア 警察署長は、規則第7条第1項の規定により法第51条の13第1項第1号イに規

定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を受けようとする者からの申込みがあったときは、交通部長が定める様式の駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）の提出を求めるものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定により受講申込書の提出を受けたときは、当該受講申込書に規則第7条第2項に規定する写真がちょう付されていることを確認するものとする。

ウ 警察署長は、受講申込書の記載内容を確認し不備がないと認めたときは、申込者に対し必要な事項を説明し、当該申込者が当該事項を承諾したことを確認した上、当該受講申込書を受理するものとする。

エ 警察署長は、前記ウの規定により受講申込書を受理したときは、交通部長が定める様式の駐車監視員資格者講習（認定）受理番号交付簿（以下「講習等番号交付簿」という。）に必要な事項を記録するとともに、当該申込みの内容を電話により交通指導課長に通知するものとする。この場合において、警察署長は、事後速やかに当該受講申込書の写しを交通指導課長に送付するものとする。

オ 交通指導課長は、前記エの前段の規定による通知を受けたときは、受理番号を交付するとともに、講習等番号交付簿に必要な事項を記録するものとする。

(2) 駐車監視員資格者講習受講票の送付

交通指導課長は、前記(1)のエの後段の規定により受講申込書の写しの送付を受けた場合において、記載内容を確認し不備がないと認めたときは、当該申込者に対し交通部長が定める様式の駐車監視員資格者講習受講票を送付するものとする。

(3) 修了証明書の交付

ア 交通指導課長は、駐車監視員資格者講習の課程を修了した者について、駐車監視員資格者講習修了証明書（規則別記様式第1号。以下「修了証明書」という。）を作成し、当該修了証明書を受講申込書を受理した警察署長に送付するものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定による送付を受けたときは、当該修了に係る者に対し修了証明書を交付するとともに、講習等番号交付簿に署名を徴するものとする。

2 駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者の認定に関する事務

(1) 認定申請書の受理

ア 警察署長は、規則第10条第2項の規定により同条第1項の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者からの申請があったときは、交通部長が定める様式の認定申請書の提出を求めるものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定により認定申請書の提出を受けたときは、当該認定申請書に規則第10条第3項に規定する書面が添付されていることを確認するものとする。

ウ 警察署長は、認定申請書及び添付書面の記載内容を確認し不備がないと認めたと

きは、申請者に対し必要な事項を説明し、当該申請者が当該事項を承諾したことを確認した上、当該認定申請書を受理するものとする。

エ 警察署長は、前記ウの規定により認定申請書を受理したときは、講習等番号交付簿に必要な事項を記録するとともに、当該申請の内容を電話により交通指導課長に通知するものとする。この場合において、警察署長は、事後速やかに当該認定申請書の写し及び添付書面の写しを交通指導課長に送付するものとする。

オ 交通指導課長は、前記エの前段の規定による通知を受けたときは、受理番号を交付するとともに、講習等番号交付簿に必要な事項を記録するものとする。

(2) 駐車監視員資格者認定審査受検票の送付

交通指導課長は、前記(1)のエの後段の規定により認定申請書の写し及び添付書面の写しの送付を受けた場合において、記載内容を確認し不備がないと認めたときは、当該申請者に対し交通部長が定める様式の駐車監視員資格者認定審査受検票を送付するものとする。

(3) 認定書の交付

ア 交通指導課長は、規則第 10 条第 1 項の規定による審査の結果、認定をしたときは、当該認定に係る者について、認定書（規則別記様式第 2 号）を作成し、当該認定書を認定申請書を受理した警察署長に送付するものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定による送付を受けたときは、当該認定に係る者に対し認定書を交付するとともに、講習等番号交付簿に署名を徴するものとする。

3 修了証明書及び認定書の再交付に関する事務

(1) 再交付申請書の受理

ア 警察署長は、規則第 9 条第 2 項（規則第 10 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により修了証明書又は認定書（以下「修了証明書等」という。）の再交付を受けようとする者からの申請があったときは、交通部長が定める様式の駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書（以下「修了証明書等再交付申請書」という。）の提出を求めるものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定により修了証明書等再交付申請書の提出を受けた場合において、記載内容を確認し不備がないと認めたときは、当該修了証明書等再交付申請書を受理するものとする。

ウ 警察署長は、前記イの規定により修了証明書等再交付申請書を受理したときは、講習等番号交付簿に必要な事項を記録するとともに、当該申請の内容を電話により交通指導課長に通知するものとする。この場合において、警察署長は、事後速やかに当該修了証明書等再交付申請書の写しを交通指導課長に送付するものとする。

エ 交通指導課長は、前記ウの前段の規定による通知を受けたときは、受理番号を交付し、講習等番号交付簿に必要な事項を記録するものとする。

(2) 修了証明書等の再交付

ア 交通指導課長は、前記(1)のウの後段の規定により修了証明書等再交付申請書の写しの送付を受けた場合において、記載内容を確認し不備がないと認めたときは、修了証明書等を作成し、当該修了証明書等を修了証明書等再交付申請書を受理した警察署長に送付するものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定による送付を受けたときは、申請者に対し当該修了証明書等を交付するとともに、講習等番号交付簿に署名を徴するものとする。

4 資格者証の交付に関する事務

(1) 資格者証交付申請書の受理

ア 警察署長は、規則第 11 条第 1 項の規定により駐車監視員資格者証（規則別記様式第 3 号。以下「資格者証」という。）の交付を受けようとする者からの申請があったときは、交通部長が定める様式の駐車監視員資格者証交付申請書（以下「資格者証交付申請書」という。）の提出を求めるものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定により資格者証交付申請書の提出を受けたときは、当該資格者証交付申請書に規則第 11 条第 2 項各号に規定する書類及び写真が添付されていることを確認するものとする。この場合において、警察署長は、添付書類のうち、次の書類については、それぞれに掲げる交通部長が定める様式の提出を求めるものとする。

(ア) 規則第 2 条第 2 項第 3 号ロ及びハの診断書 診断書

(イ) 規則第 11 条第 2 項第 3 号の書面 誓約書（駐車監視員専用）

ウ 警察署長は、資格者証交付申請書及び添付書類の記載内容を確認し不備がないと認めたときは、申請者に対し必要な事項を説明し、当該申請者が当該事項を承諾したことを確認した上、当該資格者証交付申請書を受理するものとする。

エ 警察署長は、前記ウの規定により資格者証交付申請書を受理したときは、交通部長が定める様式の駐車監視員資格者証受理番号交付簿（以下「資格者証交付簿」という。）に必要な事項を記録するとともに、当該申請の内容を電話により交通指導課長に通知するものとする。この場合において、警察署長は、事後速やかに当該資格者証交付申請書の写し及び添付書類の写しを交通指導課長に送付するものとする。

オ 交通指導課長は、前記エの前段の規定による通知を受けたときは、受理番号を交付するとともに、資格者証交付簿に必要な事項を記録するものとする。

(2) 資格者証の交付等

ア 交通指導課長は、前記(1)のエの後段の規定により資格者証交付申請書の写し及び添付書類の写しの送付を受けた場合において、記載内容を確認し不備がないと認めたときは、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 資格者証の交付について、支障がないと認めたときは、交通部長が定める様式の駐車監視員資格者証交付者名簿に登載した上、資格者証を作成し、当該資格者

証を資格者証交付申請書を受理した警察署長に送付すること。

(イ) 資格者証の交付について、支障があると認めるときは、公安委員会に報告すること。

イ 警察署長は、前記アの(ア)の規定による送付を受けたときは、申請者に対し当該資格者証を交付するとともに、資格者証交付簿に署名を徴するものとする。

ウ 交通指導課長は、公安委員会が資格者証を交付しないことを決定したときは、申請者に対し交通部長が定める様式の駐車監視員資格者証に関する通知書により通知するものとする。

5 資格者証の書換え交付に関する事務

(1) 書換え交付申請書の受理

ア 警察署長は、規則第 13 条第 1 項の規定により資格者証の書換え交付を受けようとする者からの申請があったときは、交通部長が定める様式の駐車監視員資格者証書換え交付申請書（以下「書換え交付申請書」という。）の提出を求めるものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定により書換え交付申請書の提出を受けたときは、当該書換え交付申請書に規則第 13 条第 3 項に規定する写真 2 葉が添付されていることを確認するものとする。

ウ 警察署長は、書換え交付申請書の記載内容を確認し不備がないと認めるときは、当該書換え交付申請書を受理するものとする。

エ 警察署長は、前記ウの規定により書換え交付申請書を受理したときは、資格者証交付簿に必要な事項を記録するとともに、当該申請の内容を電話により交通指導課長に通知するものとする。この場合において、警察署長は、事後速やかに当該書換え交付申請書の写し及び関係資料の写し並びに提出に係る資格者証を交通指導課長に送付するものとする。

オ 交通指導課長は、前記エの前段の規定による通知を受けたときは、受理番号を交付するとともに、資格者証交付簿に必要な事項を記録するものとする。

(2) 資格者証の書換え交付

ア 交通指導課長は、前記(1)のエの後段の規定により書換え交付申請書の写し及び関係資料の写し並びに資格者証の送付を受けた場合において、記載内容を確認し不備がないと認めるときは、当該資格者証の書換えを行い、書換え後の資格者証を書換え交付申請書を受理した警察署長に送付するものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定による送付を受けたときは、申請者に対し当該書換え後の資格者証を交付するとともに、資格者証交付簿に署名を徴するものとする。

6 資格者証の再交付に関する事務

(1) 資格者証再交付申請書の受理

ア 警察署長は、規則第 13 条第 2 項の規定により資格者証の再交付を受けようとする

る者からの申請があったときは、交通部長が定める様式の駐車監視員資格者証再交付申請書（以下「資格者証再交付申請書」という。）の提出を求めるものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定により資格者証再交付申請書の提出を受けたときは、当該資格者証再交付申請書に規則第 13 条第 3 項に規定する写真 2 葉が添付されていることを確認するものとする。

ウ 警察署長は、資格者証再交付申請書の記載内容を確認し不備がないと認めたときは、当該資格者証再交付申請書を受理するものとする。

エ 警察署長は、前記ウの規定により資格者証再交付申請書を受理したときは、資格者証交付簿に必要な事項を記録するとともに、当該申請の内容を電話により交通指導課長に通知するものとする。この場合において、警察署長は、事後速やかに当該資格者証再交付申請書の写しを交通指導課長に送付するものとする。

オ 交通指導課長は、前記エの前段の規定による通知を受けたときは、受理番号を交付し、資格者証交付簿に必要な事項を記録するものとする。

(2) 資格者証の再交付

ア 交通指導課長は、前記(1)のエの後段の規定により資格者証再交付申請書の写しの送付を受けた場合において、記載内容を確認し不備がないと認めたときは、資格者証を作成し、当該資格者証を資格者証再交付申請書を受理した警察署長に送付するものとする。

イ 警察署長は、前記アの規定による送付を受けたときは、申請者に対し当該資格者証を交付するとともに、資格者証交付簿に署名を徴するものとする。

7 資格者証の返納命令に関する事務

(1) 返納命令の上申

警察署長は、資格者証の交付を受けた者が法第 51 条の 13 第 2 項各号のいずれかに該当することとなったと認められるときは、交通部長が定める様式の駐車監視員資格者証返納事由認定書により、交通指導課長を経由して、公安委員会に上申するものとする。

(2) 返納命令の通知

交通指導課長は、公安委員会が資格者証の返納の命令を行うことを決定したときは、その者に対し交通部長が定める様式の駐車監視員資格者証返納命令書により通知するとともに、警察庁及び他の都道府県警察に対し交通部長が定める様式の道路交通法第 51 条の 13 第 2 項の規定に基づく返納命令についてにより通報するものとする。

第 5 手数料の確認

警察署長は、登録等申請書、受講申込書、認定申請書、修了証明書等再交付申請書、資格者証交付申請書、書換え交付申請書又は資格者証再交付申請書（以下「申請書等」と総称する。）を受理するときは、当該申請書等に警察手数料徴収条例（平成 12 年兵庫県条例第 38 号）に定める手数料相当額の兵庫県収入証紙がはり付けられていることを確認する

ものとする。

附 則

この例規は、令和元年12月14日から施行する。

この例規は、令和3年4月1日から施行する。